

## 精神疾患の総合的医療機能

精神疾患総合（１）		
機能	○ 地域医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者本位の精神科医療を提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること</li> <li>○ 医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

精神疾患総合（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域連携会議の運営支援を行うこと</li> <li>○ 積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

精神疾患総合（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域連携会議を運営すること</li> <li>○ 積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 他県の専門医療機関とネットワークを有すること</li> </ul>

## 統合失調症の医療機能

① 統合失調症（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合失調症の病状に応じて、患者本位の精神科医療を提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 地域の保健医療福祉の関係機関と積極的に連携・協力して、患者や家族が社会的に孤立せず、地域生活を継続できるように支援すること</li> <li>○ 地域の関係機関と連携して、発症・再燃してから治療導入までの期間をできるだけ短縮すること</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む）を提供するとともに、精神症状悪化等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること</li> <li>○ 医療機関（救急医療等）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること</li> <li>○ 再燃防止に向けて、予防的服薬維持やストレス対処に関する心理教育、社会技能訓練等によって支援すること</li> <li>○ 新入院患者の早期の退院に向けて多職種協働で支援し、相談支援事業者等と連携して長期入院患者の社会復帰・退院を促進すること</li> <li>○ 患者を支える家族を支援すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

① 統合失調症（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における精神科救急患者の受け入れを積極的に行うこと</li> <li>○ 思春期の初発例や発達障害等の併存例や治療抵抗性症状に対する専門的医療を提供すること</li> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性精神病症状に対して、適切な検査・鑑別診断を行える体制を有すること</li> <li>○ 治療抵抗性症状に対して、クロザピン等の専門治療を検討できる体制にあること</li> <li>○ 必要に応じて、地域連携会議（精神科救急や患者支援体制等）を運営して、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

① 統合失調症（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県精神科救急システムに基づいて、県全域の精神科救急患者の受入体制（24時間365日）を維持・向上すること</li> <li>○ 思春期の初発例や発達障害、薬物依存症、てんかん等の併存例に対する専門的医療を提供すること</li> <li>○ 治療抵抗性症状に対する専門的・包括的医療を提供すること</li> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神病症状全般に対して、適切な検査・鑑別診断を行える体制（自己免疫性脳炎等の器質性脳障害の鑑別を含む）を有すること</li> <li>○ 治療抵抗性症状に対して、クロザピン、修正型電気けいれん療法（mECT）等の専門治療を提供できること</li> <li>○ 必要に応じて、県全域の連携会議を運営して、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>

## うつ病・躁うつ病の医療機能

② うつ病・躁うつ病（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うつ病・躁うつ病（双極性障害）への適切な診断に基づいて、状態に応じた患者本位の精神科医療を提供すること</li> <li>○ 包括的な治療によって、患者の機能回復、社会復帰（復職等）に向けて支援すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 慢性化や再発を繰り返す病状に対して、地域の保健医療福祉の関係機関と連携・協力して継続的に支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単極性うつ病と双極性障害の識別、うつ状態に関わる複合的な要因、他の精神障害の合併や鑑別について、適切な診断に基づいて治療を進め、経過から診断と治療方針を修正できること</li> <li>○ 躁状態や精神病症状を伴ううつ状態に対して、適切に治療・介入できること</li> <li>○ 患者の状況に応じて、包括的な治療（薬物療法および精神療法等）を提供するとともに、精神症状悪化（自殺企図等）の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>○ 患者の生活習慣の活性化、睡眠覚醒リズムの改善、環境調整等に関する助言ができること</li> <li>○ 再発防止に向けて、予防的服薬維持やストレス対処に関する心理教育等によって支援すること</li> <li>○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること</li> <li>○ かかりつけ医等の地域の一般科医療機関、産業医等を通じた事業所や産業総合支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携により、患者の就職や復職等に必要な支援を提供すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

② うつ病・躁うつ病（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の一般病院救急部と連携して、精神科救急患者（自殺企図、昏迷等）の受け入れを積極的に行うこと</li> <li>○ 発達障害、脳血管障害等の併存例への専門的診断・治療を提供すること</li> <li>○ 治療抵抗性症状に対する専門医療</li> <li>○ 一般病院等との医療連携、メンタルヘルスに関する情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療抵抗性（遷延性）うつ症状に対して、専門治療を提供すること</li> <li>○ 認知行動療法等の専門プログラムを検討できる体制にあること</li> <li>○ 必要に応じて、地域連携会議（自殺企図者への対応等）を運営して、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

② うつ病・躁うつ病（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県精神科救急システムに基づいて、県全域の精神科救急患者（自殺企図、昏迷・興奮、躁状態等）の受入体制（24時間365日）を維持・向上すること</li> <li>○ 児童・思春期例、発達障害、脳血管障害等の併存例への専門的診断・治療を提供すること</li> <li>○ 治療抵抗性症状に対する専門医療</li> <li>○ 一般病院等との医療連携、メンタルヘルスに関する情報収集発信、人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療抵抗性うつ症状（とくに、昏迷や精神病症状の合併）に対して、修正型電気けいれん療法（mECT）等を含めた専門治療を提供すること</li> <li>○ 認知行動療法等の専門プログラムを提供できること</li> <li>○ 必要に応じて、県全域の連携会議（自殺・メンタルヘルス対策等）を運営して、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>

## 発達障害の医療機能

③ 発達障害（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如多動性障害等）に対して、患者本位の医療を提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童思春期および成人後の発達障害に伴う生活機能障害に対し、適切な医学的評価に基づいて治療・介入できること</li> <li>○ 精神科医、児童精神科医、小児神経科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチーム支援体制を作ること</li> <li>○ 学校医や養護教諭等を通じて教育機関や療育機関や障害福祉サービス事業所等と連携して、教育、療育、福祉サービス、就労等に必要な支援を提供すること</li> <li>○ 職場やハローワーク、県発達障害支援センター、地域障害者職業センター等と連携して、復職や就労を支援する、または障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携して、生活の場で必要な支援を提供すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

③ 発達障害（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害に対する専門的治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 医療連携、情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童思春期および成人後の発達障害に対して、専門治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 多職種チーム医療にて、発達障害に対する専門治療プログラム（ペアレント・トレーニング、社会技能訓練、認知行動療法等）を提供すること</li> <li>○ 厚労省の「発達障害支援医学研修」、「発達障害早期総合支援研修」等を受講し、活用すること</li> <li>○ 必要に応じて、地域連携会議を運営して、情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

③ 発達障害（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害に対する専門的治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童思春期および成人後の発達障害に対して、専門治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 多職種チーム医療にて、発達障害に対する専門治療プログラム（ペアレント・トレーニング、社会技能訓練、認知行動療法等）を提供すること</li> <li>○ 厚労省の「発達障害支援医学研修」、「発達障害早期総合支援研修」等を受講し、活用すること</li> <li>○ 必要に応じて、県全域の連携会議を運営して、情報発信を行うこと</li> <li>○ 県発達障害支援センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>

## 児童・思春期精神疾患の医療機能

④ 児童・思春期精神疾患（１）		
機能	○ 地域精神科医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患に対して、患者本位の医療を提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 地域の保健医療福祉の関係機関との連携・協力を行うこと</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患、発達障害、虐待を受けた子ども等に対して、適切な医学的評価に基づいて治療・介入できること</li> <li>○ 精神科医、児童精神科医、小児科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチーム支援体制を作ること</li> <li>○ 学校医や養護教諭等を通じて教育機関や療育機関、障害福祉サービス事業所等と連携して、教育、療育、福祉サービス、就労等に必要な支援を提供すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

④ 児童・思春期精神疾患（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患に対する専門的治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 医療連携、情報収集発信、人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患、発達障害、心的外傷・アタッチメントの問題に対する専門的評価・介入を行うことができること</li> <li>○ 多職種チーム医療にて、児童・思春期精神疾患に対する専門治療プログラム（ペアレント・トレーニング、社会技能訓練、認知行動療法等）を提供すること</li> <li>○ 厚労省の「思春期精神保健研修」、「子どもの心の診療医研修会」等を受講し、活用すること</li> <li>○ 必要に応じて、地域連携会議を運営し、予防・治療に関する内容や地域資源に関する情報を積極的に発信すること</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

④ 児童・思春期精神疾患（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患に対する専門的治療・介入を行い、関係機関と連携して支援すること</li> <li>○ 医療連携・情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域精神科医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・思春期精神疾患、発達障害、心的外傷・アタッチメントの問題に対する専門的評価・介入を行うことができること</li> <li>○ 多職種チーム医療にて、児童・思春期精神疾患に対する専門治療プログラム（ペアレント・トレーニング、社会技能訓練、認知行動療法等）を提供すること</li> <li>○ 厚労省の「思春期精神保健研修」、「子どもの心の診療医研修会」等を受講し、活用すること</li> <li>○ 必要に応じて、地域連携会議を運営し、予防・治療に関する内容や地域資源に関する情報を積極的に発信すること</li> <li>○ 県精神保健福祉センターと協力して、専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>

## 高次脳機能障害の医療機能

⑤ 高次脳機能障害（１）		
機能	○ 地域医療提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頭部外傷や脳血管障害等による脳損傷に起因した高次脳機能障害に対して、患者本位の医療を提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 高次脳機能障害を抱えた人の社会復帰を支援するために、地域の保健医療福祉の関係機関と連携・協力すること</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに発生した脳損傷に対する救急科・脳神経外科等での急性期治療および回復期リハビリテーションにおいて、後遺症の危険性を適切に評価し、医療連携を推進すること</li> <li>○ 過去の脳損傷による見逃された高次脳機能障害を同定し、適切な医療福祉の提供につなげる</li> <li>○ 社会的行動障害（脱抑制、易怒性、興奮等）への精神科治療を提供するとともに、危機介入の対応や連絡体制を確保すること</li> <li>○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること</li> <li>○ 高次脳機能障害に対して、その特性に配慮した診断・評価を行い、復学・復職や社会参加、生活支援に向けて、相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、地域障害者職業センター等の関係機関と連携すること</li> </ul>
		○ 拠点機能を担う医療機関と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑤ 高次脳機能障害（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能（認知症患者医療センター等）	
目標	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健医療・福祉機関等と連携を図りながら、高次脳機能障害に対する専門的診断やリハビリテーション、専門医療相談等を実施すること</li> <li>○ 高次脳機能障害に関する情報収集発信・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神経画像検査、神経心理学的評価等による専門診断を行い、必要に応じて、医療リハビリテーションを提供すること</li> <li>○ 保健・医療・福祉機関と連携して、高次脳機能障害へ専門医療相談、生活支援体制を調整するなど、地域の高次脳機能障害の医療水準を向上する役割を担うこと</li> <li>○ 地域連携会議の運営を支援し、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

⑤ 高次脳機能障害（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県高次脳機能障害支援センターの業務として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、高次脳機能障害に対する専門的診断やリハビリテーション、専門医療相談等を実施すること</li> <li>○ 県全域の医療連携の構築に努め、高次脳機能障害に関する情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域医療提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神経画像検査、神経心理学的評価等による専門診断を行い、必要に応じて、医療リハビリテーションを提供すること</li> <li>○ 保健・医療・福祉機関と連携して、高次脳機能障害へ専門医療相談、生活支援体制を調整するなど、地域の高次脳機能障害の医療水準を向上する役割を担うこと</li> <li>○ 地域連携会議を運営し、積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携パスの活用等による医療・福祉・地域の連携を推進すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 他県の専門医療機関とネットワークを有すること</li> </ul>

## 認知症の医療機能

⑥ 認知症（１）		
機能	○ 地域医療（精神科・神経内科・脳外科等）提供機能	
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の認知症専門医として、認知症対応力の向上に努めるかかりつけ医と連携しつつ、認知症の早期診断・早期対応を行うこと</li> <li>○ 認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症の容態に応じて適時・適切な医療を継続的に提供すること</li> <li>○ ICF（国際生活機能分類）の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援を提供すること</li> <li>○ 本人主体の医療・介護等を基本に据えて、地域の保健医療介護の関係者と有機的に連携・協力すること</li> </ul>
求められる事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者の生活状況を把握して、認知症を適切に診断し、他の老年期精神障害（うつ病、せん妄、妄想症等）を鑑別すること</li> <li>○ 認知症の原因疾患に対して、治療可能な病態を重視しつつ、適切な診断を行い、介護上の工夫につなげること</li> <li>○ 行動・心理症状（BPSD）への対応等の治療を提供するとともに、症状悪化等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>○ 認知症の行動・心理症状等で地域生活が破綻した場合、危機回避的な精神科入院医療を適切かつ迅速に提供すること</li> <li>○ 入院医療では、認知症の人の容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築する観点から、円滑な退院や在宅復帰のために支援すること</li> <li>○ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること</li> <li>○ 地域の認知症サポート医を中心に医療連携の構築に参加し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携して、生活の場で必要な支援を提供すること</li> <li>○ 虐待防止など権利擁護の取組や運転免許更新の診断書作成に関与すること</li> <li>○ 市町の初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を支援すること</li> <li>○ 若年性認知症に対して、その特性に配慮した専門的診断・治療を行い、就労や社会参加、居場所づくりの支援に向けて関係機関と連携すること</li> </ul>
		○ 地域連携拠点機能を担う医療機関（認知症疾患医療センター等）と連携し、専門診断・治療の必要性を判断して、患者を紹介できること

⑥ 認知症（２）		
機能	○ 地域連携拠点機能（認知症疾患医療センター等）	
目標	共通	○ 地域医療（精神科・神経内科・脳外科等）提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症に関する専門診断や、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施すること</li> <li>○ 地域における医療連携の構築に努め、認知症に関する情報収集発信・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域精神科医療提供機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域医療（精神科・神経内科・脳外科等）提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神経画像検査、神経心理学的評価、神経学的診察等を通じて専門診断を行うこと</li> <li>○ 保健・医療・介護機関と連携して、認知症の鑑別診断、専門医療相談、行動・心理症状や身体合併症への急性期治療等、地域の認知症医療水準を向上する役割を担うこと</li> <li>○ 地域連携会議の運営支援を行うこと</li> <li>○ 積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>○ 地域医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> <li>○ 県拠点機能を担う医療機関と連携すること</li> </ul>

⑥ 認知症（３）		
機能	○ 県連携拠点機能	
目標	共通	○ 地域医療（精神科・神経内科・脳外科等）提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症に関する専門診断や、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施すること</li> <li>○ 県全域の医療連携の構築に努め、認知症に関する情報収集発信・人材育成の県拠点の役割を果たすこと</li> <li>○ 地域連携拠点機能を支援すること</li> </ul>
求められる事項	共通	○ 地域医療（精神科・神経内科・脳外科等）提供機能と同様
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神経画像検査、神経心理学的評価、神経学的診察等を通じて専門診断を行うこと</li> <li>○ 保健・医療・介護機関と連携して、認知症の鑑別診断、専門医療相談、行動・心理症状や身体合併症への急性期治療等、地域の認知症医療水準を向上する役割を担うこと</li> <li>○ 地域連携会議を運営すること</li> <li>○ 積極的な情報発信を行うこと</li> <li>○ 専門職に対する研修プログラムを提供すること</li> <li>○ 地域連携拠点機能を担う医療機関等からの個別相談への対応や、難治性・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>